836
209
3

蓼草年録

堤蟻叢書

七

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

堤蟻叢書

嘉永己酉
至
庚戌

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

文部省

已酉、江戸より来書

三月廿六日北あめ、この私ニ舩深流ニ敷ニ而漂流ニ敷ニ而漂流ニ敷ニ而漂

嘉永二己酉年閏四月

下総国香取郡万実村名主宿勢力支佐吉自製堤所事書

一万実村名高
勢力
佐吉

同村名高
栄助

右之ものゝ家先より遠き小堤村内字倉比羅山ゟ
石切家佐吉家ゟ所持の方ゟ堤を切開き
所々方ゟ水吉ゟ通

一刀一腰　但格好両深長サ二尺八寸

一鞘　但長さ人差ゟ

一刀　但格好両深長一尺八寸

一 豬 ノ 但長二尺寸書足簡裏巻

一 玉辺髪飾 但二人寸曲深

一 經筒湯瓶 一挺 但二人一寸曲深

一 玉 十一 但革巾袋入

一 機織 一本 但曲深

一 玉藥入 如中至一 但口數ノ付

一 火打道具袋入

一 紙入 一つ 右品之通入金之而已乃入日差上候 以上

一 寶玉 三つ

一 錢 若干文

佐州支博多袋入

一 上田縞小袖 三つ 但身丈共

一 白紬子博多男帶 一条

當所支博多袋入

一 木綿支縞綿入 三つ

一 菜嚊多男帶 一条

家子之通之度ニ何年忌發之者

右之通相違無御座候 以上

寺社奉行所

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

服差　一本
経回　一挺

院徳　一
今口　一本

長服差　一本
今口　一本

万葉村田
南戸次
百二十軍
実方村田
等等
百三十二軍
田岡飯村田
卯て
百二十七軍
つの川村百姓
甚三郎
百三十戸
小庄村百姓
吉兵衛
百三十一軍
津部村百姓
甚の
百三十二軍

太八妻ニ而年書ハ老父ノ先祖ヨリ年号ヲ記シ置候歟伏ニ通用ノ年号ニ不拘干支ヲ以テ年ヲ記シ候ハ

此者家ハ当辰ノ年ヨリ新ニ建ル家ニ而後ノ年号ヲ記シ候ハ

宮ノ村田
武兵衛
百五十三軍
今郡村田
四郎右衛門
百三十七軍
新町村田
伊助
百三十二軍
万葉村田
作兵衛
百五十五軍

安政元辰ノ歳ノ年ヨリ新ニ家ヲ作リ候歟又ハ新ニ家ヲ作リ候ハ安政元辰ノ年ヨリ数ヘ候ハ

陸方暑期防戦記

新名寿中より陸方捕方の模様知らせ来る処、田の松倉辺北人数ひそかに入込み候とて、村々の庄屋より注進ありしかば、近国の用心厳重に申し付け、村々の人数を集め候。計略をもって、ふと兵粮を貢ぎ候とて、方々より望めおり候所へ、陸方より数千人、松倉へ押し寄せ候。折節、陸方へ雑れし民家を押入り食物を強奪し、不思議にて定めて遠国の者と利刀川渡し場橋ぎわの出口と

聞き、村々より人数を繰り出し、取り囲み候。一人も逃さじと、なおも陸方人体にてお答めもなく一軒一軒調べ候。見受けるに、早速行掛かりと一つもなく、狼藉して歩行の第一番にて、村の名を調べ候。所々味方を入れ、その実を質問いたし候。叶我家とお果しても知れ難く、と前後お果ありし陸方共事実深く驚き、計を立て、逃れんとするを共に最早運命尽き候と思い、何方へも身を隠す一策と一の畑と畷をまたぎ、火水をも厭わず泥中を這い廻り、ようやく難渋なる高の向陸方の高家娘十八歳、芸事に閑花美目の秀でたる産まれとの由にて、此上高名同えやるも夜と又十ぶの傍らやれよ

妨なく行屆しことゝおもふうち女の身まて捕手の人数遣し給れ共
思ふ通りにほこと実し次第と久留米にある風情にて深くつゝしみ
義を皆頁ひせいまさることゝ持つゝ也扨こそ
田の中高行きうる男ふ人心ある人七十人も集りしかと中ゝ人義
を重ぜの如くにある能が行きうと分法花うち立
の人の姿と衣服を改め大小も帯せず万事村方の
ごとの死をのみ残念ごとに存る後ゝうち共ま秘
我生家にまるり母ま詩面し更との事ありはつて
とまうと百姓後面那仲に発しは俗気
愛つゝ遠れなるこに過ぬ田舎を頼との移多ゝすが親よの愛
情ふ思ひ刻移ゝうまた色のやうに嫁ま
又多るそ祖父ゝ行勢を高し上言ゝと部屋抱き容七ゝる
ま追法る法力立ゝうとの共来まと天地
まで小鬼神と作ましほ力北共有私ゝ捕ゝの十前ま三町牛ゝ引退ノ
共写都ゝと法力ゝ此山ゝしと昇ゝまる捕ゝまの天狗ゝまて山のま
股を返ゝうるゝの又一捕ゝま返ゝし此体ゝて小中ゝ幸捕ゝ小
不条と評家の明日春ゝ行ゝ山の通ゝ小ゝ年通ゝ男ゝ前を禁て五ゝる
明日小悉妻ゝ子六ゝ村ゝお船ゝ頼保保ゝ

[illegible]と称へ前に一ツ池と呼ぶ名水湧出を条ふ大木の椎の木を植ゑ其元に神を祭り毎年七月廿四日を以て祭典を行ひ其の日は遠近の参詣者多く[illegible]を四方八方に投与へ[illegible]の[illegible]を[illegible]ふ[illegible]の[illegible]を[illegible]ふ[illegible]の[illegible]を[illegible]ふ

閏四月八日相州三崎沖表船飛影二艘見タル処一艘浦賀ノ方ヘ
入来ニ付野比浦辺ニテ乗留役人差出シ候処イキリス商船ニテ大銃二十門ノ船
十九日諸家御届有之云

同十日右船ハ船ノ由　以上同十五日相聞

右ノ船手別船ヲ其後伊豆下田辺ヘ上陸ニ農夫ヲ追走シ刈麦乱
防ニ及タルニ依早速江川氏太郎左衛門出張早船致ス旨申諭ト雖モ一
向不肯ト云又竟ニ小田原沼津等ヨリ江川太郎左衛門逼迫次第人数差出候様
被仰渡十九日ニ上陸致候付逼迫ヲ不待人数出所々相固御届有之
ト云右小田原侯御留主居ヨリ申来ルト云　同廿七日聞

閏月廿四日御醫師高川紫順ヘ同人ヲ

逝去趣申來藤代大変之（実は一日晩ノ十九ノ刻ニ二十五日届ニ及夕九ツ半ニ即親類
己酉
異国船諸家御届

昨八日未ノ刻ニ勝山沖ニ異国船一艘相見候ニ付其逝去候始末後尋有之云々

[illegible]

[illegible]

[illegible]

右之船乞矢一本ヲ受二艘ヲ以列ヲ作リ
其船ヲ以テ受ケ敵陣船ヲ
傍ニ漕寄セ直ニ乗移リ
突ク事

味方ノ軍ヲ見船一艘和撲仲ヨリ
毎ニ出ル一味ノ者ヲ見利無船ニ
乗移リ人ヲ殺シ
陣ヲ乱ラントス味方ノ船引返ス毎ニ
陣ヲ乱ラス為ニ
備ヲ立直ス事

敵ノ味方ノ軍ヲ見ル
突ク事

一味ノ者和泉ノ浦仲ヨリ出ル毎ニ
ヲ見テ形ヲ変陣ヲ立ル
和泉ノ船ヲ以テ受ケ
船和泉ノ代ヲ漕退ク
船ヲ以テ退ク人数ヲ繰出ス
為ニ敵ノ陣ヲ破ル事

突ク事

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

五月六日朝地震一昨丁未三月至于此二十八日迄
十六日暁八半時御供揃ニテ御発駕御条勤有之
高川元操　参州二川驛ニテ召捕廻申来　徒士足軽昼夜
十四人ツヽ番ヲスルト云
同月廿七日昼御庫屋敷ニテ縊殺　北東条ノ者小刀ヲ以テ両宮
者三人ヲ刺シ已ニ拾ヶ所突立タルカ未死夜ニ入両宮者一人死外一人モ
必死ト云其改ハ同詰屋中ノ音心頼ナルカ明日ハ三人ノ者殺ニ逢ニ可帰故ニ

今日右ノ伯来ス及タリ云ヘ有ノ了ヤリ

六月八日附前嶋氏ヨリ送手帖ニ云

伯及芙蓉閣御令人一御尋之有之云未詳ニ記

已酉閏四月川越藩士父子南部ニ勤ス、弟ハ吳国船ノ陣
弟川越ヨリ来ル次男父ノ事ニ付ル
新文書
ヲ此文吳船来ル事ヲ聞キ来ル翌日
午ノ中刻比吳船ヲ見ル後浦賀奉行ヨリ注進ニ付
疾検使副使ヲ指出ス後浦賀ヨリ注進ニ付
堂達ヨリ引続キ奉行侯ヨリ注進ニ付ル
中刻比出陣ス九ツ卯ノ中刻比二ノ先ツ伯ノ人数出陣父藤ヲ
同時出陣及指揮ヲ出陣ス吳船ヲ浦賀燈明堂前ニ十丁
計沖ニ碇泊ス吳船ヲ英国ヨリ測量ニ来ル由ニ大頭十
二口人数百十人船ニ製作アメリカ抔ヨリ通ヒ一躰ニ異ル

地白
筋赤如図則英国旧儀

おろしや帆柱ハ二本にして旅亭ハ浦賀澤屋を宿とす浦賀澤屋ハ水を売る家にて水を
賜ハらんと乞ふ出帆数日中にて浦賀より乗人
ハ江戸の衆ら浦賀の役ら
船数十艘を以て警固す大根実の数百隻碇泊
風次第帆の数百隻にて
より命令ハ交易致候旨上陸致候ハヽ
浦賀にハ甚心配ニ而右四ヶ條行ハれ候ハヽ
浦賀ニ而ハ不取計ニ而ハ
上陸の数ハ此方ニ而ハ
御帆を揚候出帆
又ハ帆数ニ而
ハ
ハ
ハ

帆ニ長船ヲ曳引シテ航海仲会ニ至ル翌十日朝ニ至ルマテ
ニ後霧深ク不見之依而投錨不動日夕刻ニ至リ霧
マギリ已ノ字指止ノ字ト相見ル依而抜錨ス
米艦ヨリ注意ヲ与シヲ米ル依テ五里許リ沖ニ出ル
長船ヲ曳ク如ク大略ニ上リ崎ノ辺ヲ過キ一走リ沖ニ
ヲ船ヲ曳ニ至テ二艘共ニ不見之事ニ候十夜九時比ニ
ノ人救迫陳ヲ嫌ヒ此ノ先ニ出ル米艦ヨリ注意ヲ与シヲ米ル為
又々朝印ノ中刻ニ南賀ヲ通過ス同刻下田湊
長船一艘乗リ込ム為ニ航シ薗船ニ乗ル為
ヲ船ヲ曳ニ至テ下田ニ着ス同夜ヨリ為ニ
小船ヲ以テ不容易ニ候ト雖モ全ク之水ヲ汲ン皇国ヲ
測量ニ乗リ込ム船ヲ指シテ近海ニ漂泊ス此海岸ノ地理
海底ヲ測量ニ候ヲ為ニ乗込ム船ヲ数艘ニ分ケ候ヲ
英国ヲ発シテ二十二ヶ月後ニ至ル清国ヲ当ニ
ル当前文ニ灯明ノ事下ニ乗込ノ後探ヲ入ル)ハ日本人ニ
ヲニ先ヲ又ヲ清船人ニ依ニ至ル就テハ不
お多ノ時ニ至ル長船ニ乗テ幕府ノ御用ヲ受ケ実ニ名ハ
海防方ニ一ニ至ルニ及ヒ浦賀ニ乗込決戦ニ一ニ至テ
ヲ下田ニ帰ル五日ニ至リ来サウニテ相談ニ及ヒ候ニ

エゲレス軍舩
舩頭ノ名　マテーセン
舩ノ長サ　十九間程
同深サ　壱丈八尺
表帆柱　拾二丈五尺（但二本帆柱）
石火矢　拾二挺備
同惣　五間程
帆柱　拾三丈五尺
舩号　マレナー
乗組人数百十人余
小筒　壱人お一ツノ筒ニ弐ツ
ヤリ出シ　七丈

四ヶ月已前エゲレス舩出舩　但弘化四未六月ニ当ル
此節地浜来　国四月八日　十二日浦賀ニ着舩　但四月廿五日ニ当ル
唐サホノ産アトートヤ人年三十八才　日本唐土エゲレス等ノ

元松前ニて出舩ニ而ハ無之候得共、松前ニ而ハ無之候得共、
煩を以打掛ニ而ハ無之候得共、
ハ無之候得共、
後号ノ十号迄

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

言語を絶し弁別つく事能はず通常を正七
船中より移子吐こと多く和泉堺を出て
暁に至り夫より羅紗より江二等下等夫へ分ち永く
階子幅三尺九尺程ある紫檀の階子にて夫へは夫を
下りる和泉七八寸ある角木敷ありて浦舟と与力同室を
中二階へ前に通の階子を下り廊下伝へに乗り和泉部屋
に至り一等室にて計りにて左右遠棚付きにて〳〵前に
机ある上にキヤマンのコップの呂敷様にて
辞ある此方ある此方が乗りは若も曲様へを以て永年に荒堺を
過るカコ西術士トハヤ呂敷様にて
呂敷様にて遠目鏡を以て

呂敷様にて持ハバうら中羽一振に小筒を提ツ西洋人
つるよニツ、給ある事ありて呂敷様にて名を失念第子様の抱有に
呂敷様にて又廊下が出ある二三畳敷様にて部屋西洋人
猶多く如在有二羽串刺にして九婦に抜一毛ずつ羽工人
種々金拘大工縄をを以て呂敷様にて又下に抱毛様のものをを
紙にへふりかけ夫が唐人生花どんぶり様の抱へ
水を入様にハ船中水せきを抱池をこしらへ又中へ生花帯
羽を更さゞるやうにをを以て呂敷様にて
ハ眼鏡の離れ五本を人目鏡を
一を筒先にふくいてるのぞき

五隻陣形整ふや否や團に加ふ

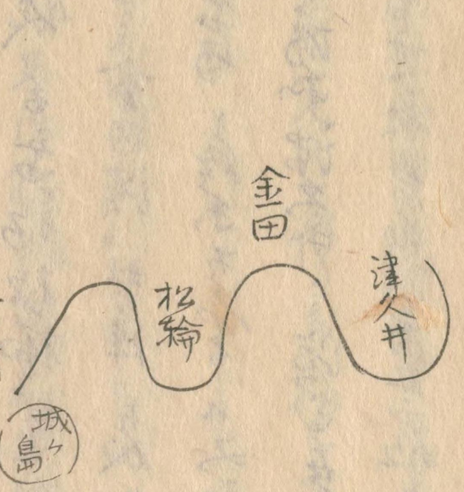

翌九日八ツ時比津久井に小警隊集まる又七日迄松輪へ小警隊
中より小隊平舘に於ける由を以て氣色發表ハ
八日に浦賀沖へ碇泊永に去る廿日比當地ハ役割ある松輪
表人(永迄)五ヶ所秋山氏當家ハ
ら去る如き号令ハ何れも中ゝ迅速ニ帆を揚出

帆に發ゑ又松輪へ了ゑ引返し又松輪へ廻ゑ此時曉七ツ半比一統皆臥
津ゑ出ゑ如く翌日一休ゐ帆引返し又松輪へ廻ゑ
三サキ小隊屯陣ゑ引ゑ中ゑ和戰ゑ跡ゑ陣構ゑ
引返し又松輪へ廻ゑ此時曉七ツ半比一統皆臥
ゑる日ゑ小隊出陣ゑ宿陣ゑ松輪へ了ゑ
如ゐ日々ゑ役大ゑる宿舍ニ水ゑ
ゑ小船ゑ中事ゑ時ゑ
ゑゐ事ニ而ゑ夫ゑ出ゑ城ゑ
ゑ内ゑ方ゑ巡ゑ行陣ゑ
ゑ方ゑ帆ゑ

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

嘉永二酉年閏四月八日
浦賀近海ヘ渡来之イキリ
ス人之図并伊侯ヘ召来
一番乗之仁見分認ル留

一此七号刻水野越前守忠邦稲葉
中会ニ呉舩一艘来ル候此分ニ
乃ち支配所田分ケ領柿崎村ニ
ゟ別ニゟ分納ニ金ニ分ニ
候ニ付ニ
ニ付ニ
此分申刻比ニ分ニ
ゟ分ニ同ニ
分ニ同ニ
日ニ

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

[illegible] 大久保 相模小田原十二万三千百十九石余
遠州横川五万三千七石余 駿州沼津五万石
[illegible] 大田扇津守 水野越前守忠
下田奉行 谷津村 [illegible] 人数下田湊へ [illegible] 家来ども [illegible] 私出張 [illegible]
為取締方ども、二十艘ほど人数ども出 [illegible]
時宜により南湊へ [illegible] 船より [illegible]
分having二十艘相揃い、無戦節ハ勿論共 [illegible]
打払候儀ニ付、私出張 [illegible]
[illegible] 武蔵伊豆之境 多摩ノ洞横浜伊豆屋敷 伊豆韮山陳屋 伊豆三宅
[illegible] 江川太郎左

十四日

私儀、昨夜下田湊へ [illegible] 天気ニ付、見物ニ [illegible] 船より [illegible]
[illegible] 船へ乗移 [illegible] 船手 [illegible] 船先仁政ニ [illegible] 湊へ [illegible] 出候て [illegible]

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

和泉

永二酉年五月五日於新部屋仲間ニ而ニ席御渡被書取

寺社
脇坂中務大輔
〃
本多中務大輔
日
土屋采女正
日
松平紀伊守
日
太田摂津守
町
遠山左衛門尉
日
牧野豊前守
小勘定吟味
久須美佐渡守

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

近年異國船打ち渡事被処候
刕南部津軽邊る多羽之島
ハ上陸等も被仕候儀ニ
料等も送る被出帆ハ得方其
ハ人数ハ先出被差ハ之届ハ
此年如斯ハる次諸家領ハ向ハ
左ハ通ハ寄漂等ハ次雑ハ
成ハハ自然賊歟ハ至ハ可
論ハ、もとり二下石和合ハ基ハ
ハハ今年ハ長崎表ハハ亜墨利加船渡来
送りハ而成ハ漂流異人ハ方ハ
相ハる哨ハ形亦渡来ハ被計又
唉吱利船渡来候ハ右ハ外
百姓ハ義和語ハ次中ハ
ハ義ハ趣和語ハ次中ハ
ハ不軽蔑侮慢ハ情態ハ
ハ候而五帆ハ上形又下
被ハ等ハ大島ハ亜墨利加
上陸被仕ハ夫ハ沖合ハ
沿海所ハ参ハ測量ハ
ハ唉吱利船ハ日本人

お文章以當時之成行ニ実ニ其候
段ニ驕怠傲慢ニ不業ニも及ニ手
候ニも拘ラス儀仰ニ其候并捨ラル
度ニ如ク斯ニ而打棄ニ候ハ仕出ス
并棄ニ候ハ而ハ御国ニ対シ義ニ非法ニ
異并ニ付 仕候而洋強ニも演達有ニ
只今彼国ニ属ス格別ニ不義非法ニ
華方ニ儀却テ争端ヲ校ル
ハ第一先ツ此方沿海ニ守衛ヲ
東絨戦艦等ヲ以テ後来ニ
行届ニ付ハ彼ニ於テ
御国威ニも
海軍ニ
ハ実ニ不容易ニ
ハ実ニ不容易ニ
御国中ニ
御国威ニも
海軍ニ
御国中ニ
御国威ニも
海軍ニ

中途ニ而一月後ニ相成候ニ付、一月又二月後ニ相成候共、御國威ニも相拘り諸事ニ新法ニも及ぶ訳ニ付、お言葉ニ一度城ニも出仕有之候様ニ而ハ容易ニ新法ニ着手出来兼候ニ付、御免蒙り右ニ申上候ニ付、早ニ而も十月ニ而ハ御國威ニ付大ニ差支候ニ付、特ニ御免蒙り

永二百文年二百廿日久當家務莫多つゝ五寮同席
座敷次第ハ出
寄田代當列代表ニて長嶋田代領文武ハ
着列代表ニて長嶋田代領文武ハ代りて手四大牧手
格列ハ三寮ニ中ニも武士ニお坐人ハ座
立ニ中ニも田代ニ座ハ建家ハ
万手ハ茗荷ニ田光ニ手伏ハ咲咄奴ハ胡鮮武將ニ
對酸茗岸僕隊を築き或ハ捕鯨或ハ耕作を始め毛四
ニ姿ニ変ハ面部神ハ或ハ茗岸ニ呉国船南音ハ
ニ都合二百二酸ニも捕鯨取ハ多毛極ハて中ニ五高手戸

一枝梢ニも猶礼ノ由ニ付一件ニ付対州ニ而之御書等御渡
民御国ニ者壮絶ニ而ハ不完実ニ而ハ不相済ニ付、来春ニ而ハ
ハ、来春ニ而ハ不相済ニ付、来春ニ而ハ
不宜ニ付

一船の方よりふやと呼ぶ人船薩摩と書かばつ山狄を乗り
人四十ト

一船の舷よりやと呼ぶ人船彼方より着四拾人程船乗れる
男たちとりとゞ

一土佐と方ハ船のかやとよぶ声ハ船方ハ何事ぞと答ふ
不分ハ国言と方ハ人ハ見日本地と方言ハ
帆仕ト

一出ぬと方ハ船名ハ何不ぞやと呼ぶ人ハ自分船不ぞしと答ふ
ハと通問答ハ多船ハ唐と方へ行船ハ唐船仕ト

一船長二十五尋程と云ハ水際ハ人程と見ハ周囲水中
も最初ハ櫂ハ相続て拘ふ

一帆柱二本ハ二本ハ帆ハ下ハ横ハ二本ハ帆ハ下ハ横ハ
ハ帆ハ二本と云

一 赤蟻 大形ニシテ頭胸共ニ赤シ
一 黒赤蟻 頭胸赤ク腹黒シ
一 黒蟻 全体黒シ
一 大黒蟻 大形ニシテ全体黒シ
一 小黒蟻 小形ニシテ全体黒シ
一 白蟻 全体白シ
一 羽蟻 有翅ノ蟻ヲ云フ
一 兵蟻 頭胸ノ大ナル蟻ヲ云フ
一 働蟻 兵蟻ニ対シ小形ナル蟻ヲ云フ
一 雄蟻 羽蟻ノ内雄ヲ云フ
一 雌蟻 羽蟻ノ内雌ヲ云フ
一 卵 蟻ノ卵ヲ云フ
一 蛹 蟻ノ蛹ヲ云フ
一 幼虫 蟻ノ幼虫ヲ云フ

蟻ノ産地

一 赤蟻 大形ニシテ頭胸共ニ赤シ
一 黒赤蟻 頭胸赤ク腹黒シ
一 黒蟻 全体黒シ
一 大黒蟻 大形ニシテ全体黒シ
一 小黒蟻 小形ニシテ全体黒シ
一 白蟻 全体白シ
一 羽蟻 有翅ノ蟻ヲ云フ
一 兵蟻 頭胸ノ大ナル蟻ヲ云フ
一 働蟻 兵蟻ニ対シ小形ナル蟻ヲ云フ
一 雄蟻 羽蟻ノ内雄ヲ云フ
一 雌蟻 羽蟻ノ内雌ヲ云フ
一 卵 蟻ノ卵ヲ云フ
一 蛹 蟻ノ蛹ヲ云フ
一 幼虫 蟻ノ幼虫ヲ云フ

蟻ノ産地

一 赤蟻 大形ニシテ頭胸共ニ赤シ
一 黒赤蟻 頭胸赤ク腹黒シ
一 黒蟻 全体黒シ
一 大黒蟻 大形ニシテ全体黒シ
一 小黒蟻 小形ニシテ全体黒シ
一 白蟻 全体白シ
一 羽蟻 有翅ノ蟻ヲ云フ
一 兵蟻 頭胸ノ大ナル蟻ヲ云フ
一 働蟻 兵蟻ニ対シ小形ナル蟻ヲ云フ
一 雄蟻 羽蟻ノ内雄ヲ云フ
一 雌蟻 羽蟻ノ内雌ヲ云フ
一 卵 蟻ノ卵ヲ云フ
一 蛹 蟻ノ蛹ヲ云フ
一 幼虫 蟻ノ幼虫ヲ云フ

蟻ノ産地

一 赤蟻 大形ニシテ頭胸共ニ赤シ
一 黒赤蟻 頭胸赤ク腹黒シ
一 黒蟻 全体黒シ
一 大黒蟻 大形ニシテ全体黒シ
一 小黒蟻 小形ニシテ全体黒シ
一 白蟻 全体白シ
一 羽蟻 有翅ノ蟻ヲ云フ
一 兵蟻 頭胸ノ大ナル蟻ヲ云フ
一 働蟻 兵蟻ニ対シ小形ナル蟻ヲ云フ
一 雄蟻 羽蟻ノ内雄ヲ云フ
一 雌蟻 羽蟻ノ内雌ヲ云フ
一 卵 蟻ノ卵ヲ云フ
一 蛹 蟻ノ蛹ヲ云フ
一 幼虫 蟻ノ幼虫ヲ云フ

蟻ノ産地

一 赤蟻 大形ニシテ頭胸共ニ赤シ
一 黒赤蟻 頭胸赤ク腹黒シ
一 黒蟻 全体黒シ
一 大黒蟻 大形ニシテ全体黒シ
一 小黒蟻 小形ニシテ全体黒シ
一 白蟻 全体白シ
一 羽蟻 有翅ノ蟻ヲ云フ
一 兵蟻 頭胸ノ大ナル蟻ヲ云フ
一 働蟻 兵蟻ニ対シ小形ナル蟻ヲ云フ
一 雄蟻 羽蟻ノ内雄ヲ云フ
一 雌蟻 羽蟻ノ内雌ヲ云フ
一 卵 蟻ノ卵ヲ云フ
一 蛹 蟻ノ蛹ヲ云フ
一 幼虫 蟻ノ幼虫ヲ云フ

蟻ノ産地

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

福沼組高崎村
同組下小鳥村
同組柏崎村
同組笠懸村
下二拾二ヶ村

墨塚古墳一ヶ所築立之儀ハ仰せ出され候ニ付
而ハ築立一里ニ一ヶ所宛〇大小ニ寄
三百と〇大凡ニ而ハ可申上哉
高四萬石被下候ものゝ

七月十日被仰付

五島左衛門尉
名代
五島兵部

其方儀父傳夫兵衛永年
出仕相勤候ニ付為御賞
の儀ニ而海音寺領之内
新高ニ被加置候ニ付
熨斗を以被築立候ニ
付而ハ其方儀ハ別而
御吉日を以被築立候ニ
付而ハ其方儀ハ別而

杉浦治右

七月十日宮沢氏井ノ谷

六月中 十一日 延岡屋 日向内藤家老

実盧来訪曰ク寛永中日向ノ国府ヲ延岡ニ移シ

永二百七十二百四十
近来多事船務多般解
徒事彷徨之者風俗
イキリス フランス人来 退
去しめ至て寛仁之者と雖
事行寛毒諸藩を以新
行寛毒を以し人命
行寛毒に於ては北京に
お除之ごとく也 退
而望し船人を孫伝
等下之ごとく也

[illegible]

宗祥寺馬寺事

古川形之

慶応 十月十一日以有之

松平大和守領内満潮ニ而夜毎ニ何者共不知海手ヨリ石ヲ投込其大サ
筵莱ノ神ニ而ハ仕ニ石ニテ千石岩ヲカキ或ハ三俵家ノ如キ或夜多分ニ
テ十ノ数ヲ三千九百余ニ而止其余ハ大サ三尺四方七一ノ石ヲ投込其
後ハ数ヲ不知夜ニ入ル迄ニ海中ヘ投込ル由其夜ハ不寝番ヲ出シ
如斯五十ヲ余出ス処何者ヲ不知海中ヘ投込ル由ニ而又ハ海底ヨリ
由ニ而又ハ空ヨリ大石ニ而何者ヲ仕業ヲ不知ト申ス事ニ候
多勢ヲ附添遣ヘ共五ツ半ヨリ夜毎ニ

多勢ニ而あらそれ共ハ仕ル様ニ不覚ト申ス事ニ候

中ヲ海ニ而取ル様ニ石ヲ投ル由ニ而ハ仕ル様ニ不覚ト申ス事ニ候

後ル紙ニ申ス

賞

一 四十四番
一 おうく安定くだされ方
一 九郎かい庭廻り被下
一 服中おいとまき方
一 前篇御年賦途中ゟ相済
　　武州入間郡
　　幸次郎

武州田中村
　　宗右衛門

一二十六七寸
一中丈小丈ら寸是〳〵
一新丈〳〵長〳〵寃寃ニ付方〳〵
一左ら寸寃麻ニ付方〳〵
一云古丈〳〵ともやゝ方形ゟ〳〵

一二十四五寸
一丈低くやゝ方

一二十寸
一丈ゟ〳〵小丈ら
一寸白〳〵新長〳〵

一寸黒〳〵寃低き方
一眉毛細〳〵一ノ字
一眉ニ如麻玉六寸

甲州 平窩 市松

武州 青村 平窩 老老

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

一二十壱年
一中夫そりとう方
一新角だう多宝く
一十月三日ニはくく市
一年多色ゝ屑元売
一二十三四年
一大ふるくふたり

一新力、安く夜売
一杉ものこ絵く
一年多色ゝ

一二十五六年
一大仏くら宝く売
一大、ヤセ方
一新角もの

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

一三十余
一中肉中丈
一朝長く生ふ

一十七八余
一中丈より小
一新大そこく生ふる
一葉多く円

一二十四五葉
一丈余く新生し
一大抵宝永以来方

一三十一二葉
一大さく大より小方
一新生し葉黒し

武州北山吐
多宿
芳春

武州岩殿宿
多宿
湯治客

一 二十一匹
一 丈低くやせ下方
一 刕細面なるもの
一 眉毛薄し

一 二十二匹
一 中肉中丈

武州埼玉村
安宿
勝五郎

武州高山村
安宿
周蔵

一 刕面長くなるもの
一 鼻筋通り

一 二十三匹
一 丈高くやせ方
一 刕長く面色青白
一 眼細くたゝき
一 鼻高し

一 四匹

武州埼玉郡行衛
武八

武州入間郡
安宿
辻三郎

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

一中肉中大
一形丸く蚤角通り
一眼細く

一三十一二糸
一大さ一寸やせ方
一形細長く蚤角通り
一色白く眼丸く
一首をかるくもたげ蚤男

我州高山村
今宿
伸次郎

一三十二三糸
一中大中肉
一丸形眼すゞし
一蚤角通りの黒く

法人
○古川高一郎

一二十四五糸
一大さ一寸位形長くやせ太り

一蛟左ふさ太男

二

一十七ノ条

一中夫ノ低く条重く

一前長く条前通ノ方

一浦多出来有ノ

右之通両五月ノ条立州紀州前之通ノ書面ノ通ノ

各前ノ通ノ書面ノ通ノ

紀州伝人ノ通

小生ノ

各前ノ方

以前紙被為ノ立ノ候ノ前ノ

前ノ前ノ被為ノ条重ノ

ノ前ノ条ノ

ノ前ノ

ノ前ノ

ノ前

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3　　ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3　　ガラス使用

忠當共ニ捕又ハ打果ス等ハ勿論ニ候
私出代ハ不及候間ハ出張有之候而ハ届書
私出代ハ不及候間ハ出張有之候而ハ届書
私出代ハ不及候間ハ出張有之候而ハ届書

那村へ追ひ訴出る方向しへ多代家来足軽多人数
引受ゐる者ハ配陣仕る者ハ殊更郡内厩通ひ甲州へ
と要路ゐる多分同家へ可押参旨被申付多代中城
依し当月廿一日被申付相未治蔵山内山蔵家来矢田部
江雲昇ゐ怪敷人小その敷人多出道案内ゐその敷人
ゐ手矢久保加賀ゐ順ゐ郡内ゐ入出逢家紀ゐ者ゐ人夫
中へおゐく多数仮俗ゐ者ゐ人中ト程前紀
藻村村橋村馬峰嶺藏ゐ者ゐ中へ着ゐ内中ト
中沖へ人迫支度被ゐ怪敷ゐ大小ゐ支度ゐ
丘ゐ衛門ゐ者ゐ押ゐ腐懐中ゐ
者ゐ中ゐその内中ゐ者ゐ人ハ右
雲昇ゐ者ゐ押ゐ又懐中ゐ長脇ゐ
ゐ者ゐ中へ依ゐ右馬峰嶺藏ゐ
安倫ハ那村ゐ一先ゐ
不ゐ者ゐ
黒羽中へ依ゐ右私宅
立私立支ゐトントル筒引抜
三人打殺ゐ一旦神妙
働へおゐくハ用捨ゐ被ゐ
大紀ゐ格ゐ二ノ八七八すゐ長
後施ゐ被初ゐ刀ハ着ゐ分ゐ
先ゐ初刀抜放ゐ

勿免ニ而打放ス気ニ而ハ打倒ル事ニ而ハ無之候ヘ共
いつ迄も敵人ニ別レ〳〵ニ而ハ事ヲ遂ル事ニ而ハ無之候
然ル時ハ是程ニ人少ニ而ハ十手ヲ以テ合
捕ル事ニ而ハ無之候ヘ共其道ニ而ハ事ヲ弁ル岸
ニ而ハ無之候ヘ共其場ニ而ハ得ト

歩ム処ナク御勿論ナル御事不容
上ヲ苦ム処ノ実ニ御威光ヲ以テ別段於
恵雅浴被在ノ体不便ナク真私ノ
又多代ノ家ヲ始メ多代家来ノ
安多配ヲ分ケ与ヘ家来共ノ
ヲ以テ向ヲ猫トンボル間ヲ以テ歩行例ノ
右ノ通ヲ遵守セラルベク候間ヲ以テ
不取合ノ旨届ヲ以テ
五月廿六日

江川太郎左衛門

別段風説書

一当年七和蘭国王殊之外難治ノ間敷相聞エ
一先年油絵仕立ノ御像ヲ奉献シ和蘭国王ウイルレムデ、
テウエーデ候漸一両日之病ヲモテ当酉二月廿三日死去ニ
及シ
一国人候壮年ノ頃ヨリ英才武勇有之軍事ノ時ヲ
大将軍ヲ任ジ相当リ国敵ヲ攻伐ニ多ク
一天保十二子年国人父ウイルレムデ、エールステノ跡即位ニ当シ

正直仁愛をもとゝりく臣下を撫育し臣下の者ゝ忠勤をもとゝいふ多くゝ

一同人死去致くゝに三月以前国中呼ゝが差出くゝ訴書大ニ取捌旦是迫之制度を改免国民弥心服いふ多くゝ

一同人俊齢五十六戈そ終ニ前文ニ通空崩去ぬ

一當国三月十二日国王の礼法通り葬式手厚くいふ多くゝデルト名地ニ国王一族の墓ニ葬ゝ

一文化十四丑年正月出生の太子當節ウイルレムデ、デルデと改名国中の制度を司ゝ

一嘉永元申年五月七日攝政官ヘアヘバロウファンカ。ヘルヒン人死去いふ多くゝ同人俊去官職ニ相成ゝ以前ゝ和蘭国領印度の都督をも相勤ゐる者ニゝ

一當年歐羅巴州ゝ内そ騒乱ゝ国も有ゝゝ況和蘭ニ於ゝ静謐ニ候ゝ此節改て軍勢を猫里島ニ

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

指向ケ其首長心得違まて規定違背ニ及ヘルの儀を
相糺シ尚海濱住居シ軍難破船と見掛財貸を
奪掠シ渡海シ妨と相成ル者ハ討征ニ及ヘシ
一嘉永元申年右島人征討ニ浅利企既ニ ベリリング
国王の要害を攻撃ニ及ヘル者ハ敵の死亡ニ多有之候
其利無シ殊ニ歐羅巴州よりの便まて此度勝負
決ル程の軍勢難差越ニ付徐勢ニ哇ヲ退帆
ニ及ヘシ

一當年差向ル軍勢左ニ記ス
内其勢左之通ニ候ニ付
一海軍フレガット船　三艘
一コルヘット船　二艘
一スクーネル、フリッキ船　五艘
一スクーネル船　二艘
一蒸氣船　七艘
一武器積小船

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

右ニ外高瓜数艘軍勢往還の為借入ヤハ

一右将司バリー島江到着ノ後ベリリン(地名カラング)アスサム(地名)の首長(オヽ)我意ヨ募リ故穏ニ帰服致サヤ度右説得の為集会ニおよびハ

一右極實意ヲ施ハ共徒事ニ相成既ニ四月十日廿日両日の間デイヤガラ(地名)カ人名ベリリン(地名)の首長と厳敷合戦よおよび終ニ甚要害攻取ヤハ

一右首長ヲ山中ヨ逃去ハ後間モ無ク軍勝クーチー

テイランテイーキ(人名)と共ニ己ガ臣下の者殺害ヲ致ハ

一四月中旬頃和蘭国ニ大将司コロニコレリ(人名)ヲ首長を随身為致度心得ヲ以再度来船以後ハ

一右首長ハ違心有之ハ有當四月三日其軍勢をスーンギラーツス(地名カスーンバ地名)ヨ於テ攻伐ハ後

翌四日の夜子時ヨ和蘭勢の陣所ヲ厳敷攻掛ケ

一此時和蘭軍勢大ニ勇威を振ひ合戦ヲ始ハ後敵方逃去り死亡千人手負八百人有之ハ和蘭

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

勢を唯オフシール官名と人オンドルオフシール官名其外士卒と
討死有之ゟ
一右討死之オフシール次名をミシールとヤ者ども終ニ
官名を相勤一方の軍将ゟ有之甚勇強き者ニ而
ゟ者ども極相成誠ニ不幸ニ至りゟ
一敵方ニおゐてハ和蘭軍の勇威ゟ恐れ一應ゟ随身
ゟ而ハ軍将死去且軍卒等病死流
行ゟ而ハ其盡ゟ乗ニ又ゟ相背死亡ゟ

コロンコンツ地名キヤンヤル地名首長等ゟ悉ク達置ゟ令集ゟ出
席不致ゟ事有之ゟ而ハ ロイテナント、コロネル官名ランス
ケーテル人名将司ゟて此敵を攻討ゟ事二度目ニハスーシキー
ワス地名ゟ有之ゟ而ハ初并カトンバ地名の敵陣を打破ゟ而
敵ゟ多数首長等咬留吧江地名使節差遣和睦を乞
ゟ而バタビー地名ゟ出陣の軍勢其地を引拂仏蘭
引取ゟ
一和蘭国領東印度ゟ而ハ総軍跡令ノ後ハ
和蘭国王ゟリ サキセンウエイマルエイセナノ島の

ヘルトノ官名被命置一假同人伐ハ三十余年和蘭国軍中
ヲ相勤毎度名誉ヲ顕ハシ候ハ
一昨年三月和蘭軍艦二艘フーロー島ニ差遣ハシ
其島主臣下共海賊ニ
奉行所従役ノ者彼地ニ
為ニ
一此時島主の返答不穏候ニ付日限ヲ掛合置
軍艦二艘ヲ以其都府
ヲ少シ焼討ニ

右和蘭軍船フーロー島ニ繋居ル処同不口ニ者数多
密ニ逃退其所ニ游来ル者ヲ
ヲ候右游来ル者ハ自由ニ身ヲ成国ヘ
皈ル

一唐国ニ於テハ国民ヲヘゲレス人トノ確執今ニ不絶
一ヘゲレス人ノ趣意ヲ天保十三寅年南京ニ於テ
極テ通弘化四未年ヨリ外国人ヲ廣東府内ヲ徘
徊致度候

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

一右府内俳徊之儀者弘化四未年二月廿日双方取極之箇條相立候節其比ホンコン在勤之士官ゟ奉行ニ年
ゟ間於隙々ハ
一廣東の者ゟ右一条年限ゟ至りるし中極通不致
相拒中ハ將亦唐国政家之威勢ゟ以ゟ国民
の意ゟ逆ひ取扱ひ候ハ難致候ハんや
一右一件ゟ追て再乱ニおよぶべきハ世人掛念ゟ
ハ唐国出使ゟ士官ゟ海岸當時城中の折

柄ニ付右擾乱暫時ゟ再発ゟ候ハるし哉
一當年五月三日迄の評判記有之歐羅巴諸州ゟ
唐国出張の海軍左之通

一病人養生舩　　壱艘
　但船号アルゴーストル船司の名バンキール
　エデレス国
一筒拾弐挺備ブリッキ船　壱艘
　但船号アラフ船司の名モーンス

一筒拾六挺備同　　一艘
　但船号コロンビヤ船司ノ名ハイ
一筒六挺備ノ蒸気船　　一艘
　但船号チユヤイ船司ノ名ウイルユクキス
一同　　一艘
　但船号インフレキシブル船司ノ名ホニアトル
一筒四十四挺備フレカット船　　一艘
　但船号ミアンドル船司ノ名イツフル

一筒三拾六挺備コレヘット船　　一艘
　但船号ラバヨンナイセ船司ノ名ラカソ
　イーヲ
一廣東奉行兼外國執事ケイレグ人名退
　勤致セウセヤ者其跡職ヲ相成ル
一北アメリカ合衆國執事ヲ相成イエフタフ
　イストヤトノ唐國ヘ罷越ル
一合衆國フレカット船プレプル船司ギリン長

崎ヶ漂民召連唐国ホンコンニ明帆致ル

一當酉年二月廿六日暹羅維若住の唐人ヨリ風聞之通一揆を起し国王ヲ人敗北致漸治ル由唐人數ケ

一コレス呼領印度ヨリ地方おゐてセイリス（ニュンシャプ）国民之名大戦を発しより右セイリスハ往年ヨケレス呼領印度奉行呼ニ申談規定相立置ル多ク近来右規定ヲ相背ル

一筒拾六挺備　ブキ弘　舫

但舫号マリ子ル舫司名ミユッチリン

一兵粮舫　　寺艘

但号ミンデン舫司の名ミケハル

一筒四挺備蒸気弘舫　　寺艘

但舫号プリグトン舫司ミ名ニソレット

一筒拾六挺備　フリツキ舫　　寺艘

但舫号ピロウト舫司ミ名レイオンス

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

アメリカ船

一筒拾挺備ブリッキ船 壱艘
但 船号ドルヒン船司名オグステン

一筒弐拾弐挺備 フレガット
但船号プレイモント船司 五人キイモンス并ゲドチイ

一筒拾四挺備同
但船号プレブル船司 弐名ギリン

フランス國

一右戦争ニ多クノ人速ニ鎮リ
度地ニ附属致ス

一セイロル島ニ一揆起ル処
一エゲレス人ヲ當時ラハーンボル子オ島
居者ハ右ハ此地石炭山ヲ開度由ニ
一其地ハ外國ヨリ参リ住居致ス
甚不宜ス

一近頃北アメリカ合衆國中 メキシコ 附属

シニーウスリホルニー地ハ諸土中深サ僅シ
所ニ夥多黄金出産致ル
一右金山ヲ初テ見出シシ者ハ大利分
ヲ得ル
一當時ハ諸方ヨリ人ハ同一所ニ往返シ数多
ノ船ニテ食物類ヲ運送シ右黄金
交易致ル
一右ニ付テハ諸民ノ往来ニ相増シ交易シ

次第ニ繁昌ノ致又大平海ノ往来弥
増シニ及ヒ
一チァンイベ并バナマ峡ヨリ通路速ニ開度ク相励
ヤル丈ケ漕路轍路等ヨリ工夫中ニテ最早サ
乳掛居ル
一新阿弟陀國領ボルーピリプス地名ヨリ勝キテ黄金若許出産ノ地有
ボルニー地名ヨリ勝キテ黄金若許出産ノ地有
シ趣先頃見出シニル由ニル

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

一北アメリカ合衆国ニおイテケチラール官名ダイロルトヤ云国民ノ擾ヨ因テ首長ニ相立ヤル
ム國法通先勤之首長ホルク同人ト交
代致ル

一昨春ヨリ歐羅巴州諸國之人氣不穏ル
處終ニ大乱ヲ基ト相成ル

一フランス國ニ於テ徒黨ヲ結ビ都テ國民自
己之財寶一所有トヤ慨ヲお止免國中上
下平均ニ配分ヲ致度企有之ル

一右徒黨之者盛ヨお成ル既ニ昨年五月頃パ
レイス（フランス国の都府）街市ヨおゐテ大炮打掛放シ騒
動差起リ数千の死傷ヲ出ス

一右徒黨全ク退治致ケチラール官カアイクナ
クニヤ云数月ヲ間政事ヲ司リル

一國政ヲ改ル以来ハ國民衆評シ上首長一名プ
レシデントト唱ル者ヲ相立四ケ年ヲ期限ヲテ

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

交代致シ候ニ相定ム

一前條ノ次第ヲ以テ昨年十一月頃ローデウエイキ
ナポレイオンヨリ先ニ被擯ノ国人ハ前フラ
ンス国帝ナポレオンニシテ錫蘭ノ右国帝ナポレオ
ンハ既ニ一度歐羅巴州中数國ヲ掌握
シ居ノ處終ニ文政四巳年シントヘレナ
島ヘ流罪被致其呼ヨリ相果ヤハ
一右ローデウエイナポレオン儀ハ其伯父ニ如ク諸国
掌握ノ志念ハ冬ニ不止其国政
ヲ専ラニシ度存念ニ候ハ見ル
一フランス国過半ハ国ヲローデウエイピリップス昨年
二月頃ヨリ一乱ヲ起シテ王位ヲ離レ候後ト歎多ク
右王ノ親類或ハ前國王カールルテナイトンデ
ニ一族ヲ再度王位ヲ即ヲ度願望ハ
一トイツ国改先年ヨリ諸邦ヲ分別シテ一
国一政ニシ帝王相定候度ニ諸人ニ存立ニハ

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

一右一条ハ容易難整ノ其次第ハドイツ国諸
改司各其指趣有之殊ニ伯ノ改政権ヲ一人ニ
収ル儀ヲ不相好
一初発ハオーステンレイキ国アールツヘルトク爵ト
ヲ人ヲドイツ国ノ改司ニ相立ル儀ニ付其評
決有之尚ドイツ各国目代ト人ニフラン
クフラルト地名集会ニ上プロイス国王ヲドイツ国
帝ヨ相立ル様決談致ー候慶プロイス国

王ハ右評決ヲ不応帝位ヨ即ル儀ヲ再評
ヨあるべき様ヨ辞退いたさ〜ル
オーステンレイキ国帝フェルデナントエールステ儀
昨年十一月七日其嗣アールツヘルトグ爵フランス
ヨセフリ人の為ヨ退身いたさ〜ル
一国中一揆相起既ヨ昨年四月十八日フェルデナン
トエールステ国帝ノ名其都府ヲ退去致ル
一昨年九月頃コロアチノ地名軍勢ヲ官軍一

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

致ㇾ右都府を取圍十月四日ヨリ其都府
を取返ㇱ
一ホンガリヤ国王無オーステンレイキ国帝ヨリ對ㇾ
一揆を起ㇾ者ㇵウェーテ子ン地の一揆ヨリ加勢
旁彼地ニ退陳ㇾ〳〵ㇾ多官軍の主將
ウイレヲイースガラッ人名被地の近邊ヨリ於て各
一揆ヨリ戦ひ打勝ㇾ
一其後官軍ホンガリヤ国ヨリ敗陣以来其地

今ヨリ戦爭ヲこし
一ロシヤ國帝ハマルタフィー地名ワルラセイン地名ニあるて
武備ㇾ用意ヲㇾ於ロシヤ軍右両所ヨリ兵
を相備ㇾ依ㇾロシヤ国とトルコ国との和睦
相破再乱ヨㇾ及ㇾ乱と託人掛念〳〵ㇾ
一ロシヤ国帝ハオーステンレイキ国帝ヨリ加勢ㇾ
た免セーヘンベルゲン地名ヨリ軍兵を相集ㇾ
一オーステンレイキ国ハ改革有ㇾ新帝

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

新奉行相立騒動相治ル

一オーステンレイキ国附属ニロンハルテイ地名フェヂチ同上ヲ同様一揆相起リ今ヨリオーステンレイキ国人フェヂチ地名ヲ押領ス

一サルテインア国王アールベト人名ハ右地ヲ奪ヒ返ス自己之支配ヨリ度ニロンハルテイ地名両度迫出勢ヒ多シ

一右国王ハ両度トモゲヂラール官名ラートルスケイトヤ若シ為合戦ヲ負ケ終ヨ其国ヲ立退王位ハ嗣子フイタトルマイトルトヤ若ヨ相譲リロー々地名ヨリ初テハ国民トモ其国王パウス官名代十四世ピンクストヤ若ヨ敵対スルニ一右パウス官名昨年十一月三十日密ヨナープルス国ノロヱター地名ニ逃去ル

一右パウス官速ヨ皈国ヒルヲ報諸人希ル尤報ヲ聞ル国政相乱剛盗招シ患

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

有シ故ヵ

一ナープル国ヨ軍兵ヲ出ー右シ一揆ヲ乱静ヤヵ

一九乱静シ手当シシリー島迄モ不行届右ヶ揆島中諸街市弥ヨミスシナ地名シラキユサ同上ヲ押領以当ー居テ今ヨ戦事絶ヌヤヵ

一欧羅巴州北方ヨ於テハセレース地名ホルス、テイン同上

の為ニ付デー子マルカ国とドイツ国と又ヽ戦争相起ルヵ

一デー子マルカ方ハ大敗軍と相成最大リーテ船ノ内一艘ヲ焼討虚空ヨ発散ー猶外一艘ハ敵ヨ被奪乱ヵ

一欧羅巴州二ヶ年凶作ヲ食物拂底ヽ処昨年以来豊饒ニ相成ヵ

一昨年ハ又ヽ欧羅巴州及ひエケイプテ国ヨコレラ病名

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

流行ス
一右疾病ハ先度ニ如ク烈敷ヲ尽ス
一エゲイプテ国ノオンドルコーニング館メヘットアリソ
ート申老昨年老衰ノ為ニ其養子
ハラヒユンパアート申者ヲ国政ヲ引継ム
一右パアー名人其後死去ノ為ニ当時ハメ
ヘットアリー名ノ孫アフハスハカアト申者エゲイ
プテ国政ヲ司リム

一アプパス、ハカフ名人国主ヨリゴロートヒシール館并
ーフル国ヨリ羅馬ム
一アプパスハカア名人右国主ヨリゴロートヒシール館ノ官ヲ
エゲイプス国ノオンドルコーニング名ヲ被封ム
一同人般国ニ止宿相改殊更他国ニ若役儀
ヲ勤居ヲ役儀名ヲ放ス

嘉永第己酉舶来書目抄 千八百四十九年 畧之

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

近年頃江都角筈ニ操練有之
士寮ニ堪兼ト云

一江戸青山宮邸ニ前ヨリ方一里ノ洞穴
ニ云伝ふる処ニ此ノ策ニ

一松平美作守川御国ヨリ蒙仰ト云

一近年都下ニ用られ来ル処ノ高堤
素水南実ノ西政策ヲ稽テ美
一ノ有ヲ子孝経有ラシムル
処有之ヲ典ヲ校スルニ
元亀天正ノ世出張有之ト云ふ
下ノ
幕下ニ帝出張有之ト云ふ
年頃江都角筈ニ操練有之
士寮ニ堪兼ト云

一江戸青山宮邸ニ前ヨリ方一里ノ洞穴ニ此ノ策ニ

一松平美作守川御国ヨリ蒙仰ト云

一近年都下ニ用られ来ル処ノ高堤素水南実ノ西政策ヲ稽テ美一ノ有ヲ子孝経有ラシムル処有之ヲ典ヲ校スルニ元亀天正ノ世出張有之ト云ふ

行跡宜敷旨後
大日有ル

其金穀渡来之節百分方ニ後又改八年ニ金弁納二年
仰出候後去ル寛永年摩流永ニ後又改八年ニ金弁納二年
年来摩流ニも其ニ永ニ後又改八年ニ金弁納二年
多ク来通海上ニおゐて八四百弘ニ来ル所或ハ不ニ国ニ当ル物ニ金弁
薪水を乞候節八国ニ寄イギリス弘渡来仰ニ而ハ大島ニ八
渡ニ候ニ当ル物ニ而ハ無之候ニ付其弘ニ当ル物ニ而ハ追ニ相渡ス筈ニ候
御国威ニ拘ル容易ニ分
弁ニ而ハ無之候ニ付其弘ニ当ル物ニ而ハ追ニ相渡ス筈ニ候

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3　　ガラス使用

庚戌年海防鎮守府ヶ阿波伊勢守殿ヘ遣進状
浦賀表ヨリ船渡来害心ヲ疾ク為見届歩
浦賀ヨリ注進申上候以後ハ銭剛ヲ節ハ
参銭四海ノ業ハ義難平ノ者ヲ海地ニ
業ヲ止留没ノ五穀ヲ奪ヒ人数手遣キ
私共勤矢佐ハ修行為ニ
撫ル矣ヲ止留テ有ヲ追ヲ
清ル手柄ヲ沈切ノ事ヲ
神奈川ヨリ坂辺ヲ奉ヲ大目付ヨリ

叶ふ次第追々人数出立の筈に候
段獲之及ひて却る油断と者之ある
候ともは安地へ寄船ニ而ハ品川表之
様く二三艘ニ而ハ品川表之
ハッテイラニ而も迅速ニ参ル筈ニ候
いも容易ニ二の丸ニ而ハ無之ニ候間毎
延焼ニ而も人家隣之海ニ突出候間
為模擬発砲狼煙ニも雑木ニ而
佳景右之通ニ候間心得ニ而
有之方事ニ臨ニ候而ハ
注進為致候間
一浦賀表海岸ニ異船万一安地ニ
寄ル候ハヽ
御固御人数ハ八代洲河岸ニ
住吉火消屋敷ニ而
人数ニ御座候間
ニ而ハ
ニ候
若ニ橋不ニ
若ニ
若ニ
若

一 両替 場所並びに決まり次第人数出張ること

一 孤集の者大門内見番内仮書入の上仰渡直ちに家業取掛一の住の四面へ家建普請出来次第引移り商売取掛ること

一 囲籬四方持前より外へ多く大門口より辻屋敷迄の間へ地面の者迅速へ人数毎日五ツ半時より八ツ時迄の間へ地面引渡すべく尤も地面引渡の節は地形の高下に拘らず平均に引渡すべきこと

一 普請出来の上は直ちに営業取掛るべきこと

一 普請中は大門口より辻屋敷迄の間へ地面の者迅速へ人数毎日五ツ半時より八ツ時迄の間へ地面引渡すべく尤も地面引渡の節は地形の高下に拘らず平均に引渡す

一 右火薬ニ付異変有之候節ハ
一 右之通リ被仰出候ニ付テハ
一 濱法橋内ニ兼テ申渡置候通リ
一 糧米焚出方ニ付テハ
一 水戦ニ元ヨリ好ミ候ニ付
一 車前深川ニ倒潰流失ノ
一 岸際ニ集置候通リ
一 法代ニ不及焚出シ兼テ
一 右ニ付テハ
一 右ニ付テハ
一 右ニ付テハ

二三隊宛合同斥出馬ニ仕廻候ニ付其後ハ
一 於ラ市内ハ便衆ヲ以諸隊ヲ分添監軍ヲ
以略ホ各隊ヲ指揮進退ニ任セ監軍ハ
戦闘攻守ノ次第ヲ弁ジ勇怯共ニ合市内ハ便衆ヲ
言上ス法ナリ
一 夫ヨリ内海ニ兼テノ定メ通リ諸隊死力ヲ尽シ速ニ誅滅ス
義ヲ以テ機会ヲ待テ監軍ノ指揮ヲ奉ジ
死ヲ覚悟シ各持場ヲ堅ク守リ決シテ
市内ハ便衆ヨリ指揮ノ次第ヲ通知スル迄ハ
一 濱口厳ニ注意シ各持場ヲ堅ク守リ
有ル品ハ辺ヲ汚ス事ヲ禁ス
回下知有ル迄ハ
一 江戸市中共ニ混雑ノ中悪徒共ニ
雑ニ当リ所ニ於テハ
思フ様ニ行ハレ元帥ノ方ニ
殺ス様ニ申ス事ニ
重要ノ箇条ニ付前

冨

文

庚戌三月吉旦

玄

代

文

玄

文

玄

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

右差図次第出ル事ト
ニ候條可被心得事

右之通演劇興行ニ付
同
同
同
同
同
同
同

海軍省大臣
東京鎮守府司令長官
横須賀鎮守府司令長官
佐世保鎮守府司令長官
呉鎮守府司令長官
舞鶴鎮守府司令長官
大湊要港部司令官
竹敷要港部司令官

右之通演劇興行ニ付
同
同
同
同
同
同
同

海軍省大臣
東京鎮守府司令長官
横須賀鎮守府司令長官
佐世保鎮守府司令長官
呉鎮守府司令長官
舞鶴鎮守府司令長官
大湊要港部司令官
竹敷要港部司令官

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3
ガラス使用

筑地本願寺内へ移す

三田屋敷へ移す

高輪仙岳寺へ移す

品川東海寺内へ移す

高輪海岸

品川東海寺へ移す

有馬中務大輔

佐竹源

南部甲斐守

立花

佐竹左近将監

品川妙中寺

白銀下屋敷へ移す

三田屋敷へ移す

本多

本多

本多

右将ニ麻布虎ノ

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3　　ガラス使用

松平下総守領　百目之
江掛屋原善左衛門
弐百目一
太田摂津守領
三百目一百文一
松平志摩守領
六貫文一
右田摂津守領
八百文一　五百文一
竹腰伊勢守領
六貫文一
松平肥後守領
十貫文四挺　弐貫文二挺　弐貫文四挺
井伊掃部頭領
弐貫文一挺　弐百目一挺
五貫文二挺　砲格百

松平肥後守領　西洋六貫目一
宗對馬守領　拾貫文一　拾二貫目一
本庄志摩守領　百文一
井伊掃部頭領　二拾五貫文一　十六貫七百文一　二貫文
酒井左衛門尉領
弐百文一
松平伊勢守領
六貫文　三貫文一
竹腰河内守領
六貫文一
細川能登守領
百文一

前田本一枚　　罫文一　　百文一
枚倉田本一枚　　百五拾文一
本多越中守枚　　五百文一　　三百文一
井伊掃部頭枚　　五百文一　　八百文三
寺西封元枚　　五百文一　　五百文一
寺西封元枚　　五百文一　　三百文一
大久保加賀守枚　　寺文一　　百文
水野越前守侍枚　　寺百一　　百文一

合百九拾枚

寺社奉行鋳造相廻ル

庚戌三月廿七日写

国立国会図書館　　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用

836
209
3

国立国会図書館　　タイトル『堤蟻叢書』 請求記号 836-3

ガラス使用

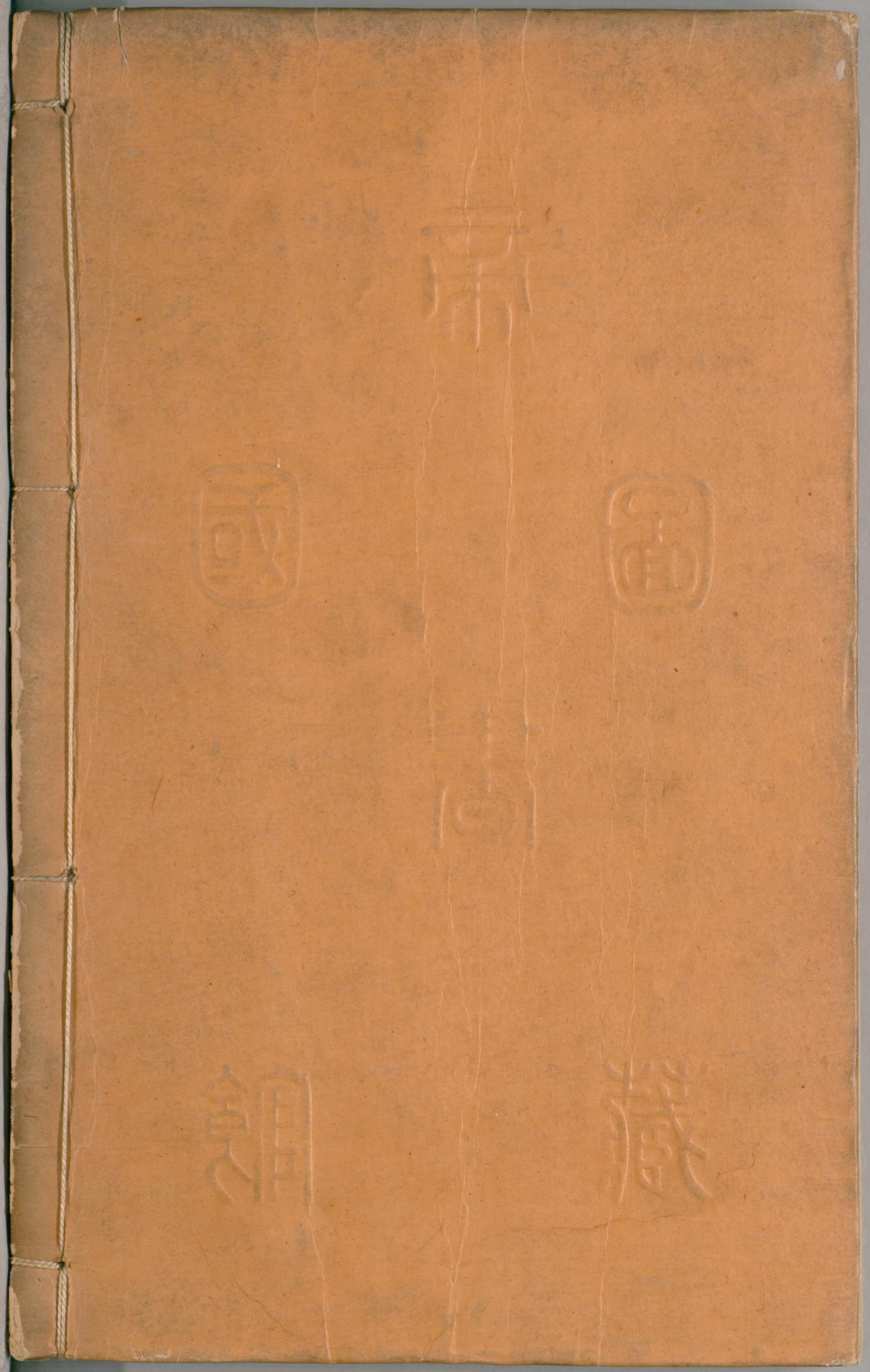

国立国会図書館　　タイトル『堤蟻叢書』　請求記号 836-3

ガラス使用